くなった相続し 表者を申 税を行う必要があ するまで た方と同居していた方 つ産 し出てもら 7 0) 内に住所 る場合は、 相続人の ります 11 のある方 かで、 で、 わ申 りに納から代 一から代記続が完 など)

るの?相続が完了するまでの納税はどうな

3次の 記家屋 ことになり あり った方の名義で-相続の手続きを ます \overline{O} 相続が発生する」 手続きは市 「売買できな きを きる恐 土地や家屋が 役所で行う必要 手続きをお な など、

72次

残る

さま

記され 局で います $\overline{0}$ 未登続

土地や家屋 の手続きが必要になります る方が亡くな とい つ た固定資産を 5 た際は、 相所 固定資産

0

相

続

0

手続きはお済

3

で

す

か

相続手続きの流れ

土地・家屋を所有している方が亡くなった

あ

願 り

登記された土地・家屋



法務局で手続き

※必要書類については、宇都宮地 方法務局日光支局へお問い合わ せください(登記相談は予約制)

登記情報が法務局から日光市へ

固定資産税の所有者(納税義務者) が変更される

未登記家屋(家屋番号がついていない)



市で手続き

次の書類を提出してください。

- ・名義人変更届(所定の様式があります)
- 印鑑登録証明書
- 遺産分割協議書
- ・戸籍謄本などの書類

未登記家屋の所有者(納税義務者)が変更 される

ご存じですか、法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、法務局で各種相続手続に利用することができる「法定相続情報 証明制度」が始まっています。

この制度は、相続手続の簡素化を目的とした制度です。戸籍などの書類を添付した申し出 に対して、法務局の登記官が法定相続人が誰であるかを確認し、証明書を無料で交付するも のです。相続登記のほか、金融機関の預貯金の払い戻しなど、相続手続全般に利用すること ができ、戸籍謄本などを何度も出し直す必要がなくなり時間の短縮になります。詳しくは下 記までお問い合わせください。

宇都宮地方法務局日光支局 ☎21-0309(来庁される場合は事前にご予約ください)



21

原付バイク、農耕用作業事でほ 所有・購入の皆さん

農耕用トラクターやコンバインに ナンバープレートはついていますか?



乗用装置のある農耕用トラクターやコンバイン、フォークリフトは 小型特殊自動車に該当し、原動機付自転車と同様、軽自動車税の課税 対象となります。使用していなくても、所有していれば課税となるた め、市が交付する課税標識をつける必要があります。公道を走行しな くても取り付けなければなりません。

現在、ナンバープレートがついていない車両を所有している場合、 申告手続きをして、ナンバープレートの交付を受けてください。

くわしくは 税務課 市民税係 ☎21-5113

■申告しないとどうなるの?

軽自動車等の所有者等または売主が正当な理由がなくて申告または報告をしなかった場合においては、 10万円以下の過料となります(日光市税条例第88条)。

■対象になる車両

- ●原動機付自転車:総排気量125cc以下、定格出力1.00kw以下のもの
- ●小型特殊自動車(乗用装置を有するもの、下表のとおり)

区分		農耕作業用自動車	その他の特殊自動車
構造		農耕トラクター、コンバイン、動力運搬車、 田植機など	ショベルローダー、ロードローラー、 フォークリフトなど
車両の大きさ	長さ	制限なし	4.7m 以下
	幅	制限なし	1.7m 以下
	高さ	制限なし	2.8m 以下
総排気量		制限なし	制限なし
最高速度		時速35km 未満	時速15km 以下

[※]上記の範囲外の場合は、大型特殊自動車に該当し、固定資産税(償却資産)の課税対象となります

■交付の際の申告で必要となるもの

事項	申告に必要なもの	
販売店から購入したとき	・新所有者、使用者の印鑑・販売証明書・届出者(来庁者)の身分証明書	
市内の人から譲り受けたとき	・新所有者、使用者の印鑑・譲渡証明書(旧所有者の氏名記載、印鑑押印あり)・届出者(来庁者)の身分証明書	
市外の人から譲り受けたとき	・新所有者、使用者の印鑑 ・他市町の廃車確認書(譲渡証明書欄に旧所有者の氏名記載、印鑑押印あり) ・届出者(来庁者)の身分証明書 ・車名(メーカー名)、車台番号、排気量が明記してあるもの	
廃棄、売却などで所有しなくなったとき 市外の人に譲り渡すとき	・現所有者、使用者の印鑑 ・ナンバープレート ・届出者(来庁者)の身分証明書	

■ナンバープレート交付・申告の手続きは

税務課または各行政センター市民サービス係で申告を行い、ナンバープレートの交付を受けてください。

■使わなくなった車両とナンバープレートは

所有していることでナンバープレートの取り付け(軽自動車税)の対象となりますが、車両を処分(譲渡含 む)した場合はナンバープレートを税務課または各行政センター市民サービス係まで返却してください。 ※ナンバープレートの交付や廃止に手数料はかかりません